

年金シニアプラン総合研究機構公的研究費の不正使用の
把握及び調査並びに内部監査に関する細則

平成 21 年 10 月 29 日

第 1 章 不正使用の把握及び調査

(目的)

第 1 条 本細則は、「年金シニアプラン総合研究機構公的研究費の取扱いに関する規則」第 14 条に基づき、当機構の職員等に係る不正防止に関する情報の把握、調査の実施、内部監査の実施及び懲戒に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 不正使用とは、公的研究費を「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成 10 年厚生省告示）」、「科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示）」、当該公的研究費に係る交付要綱等に定める規定に違反して使用する行為又は使用しようとするをいう。

2 職員等とは、職員及び非常勤職員をいう。

(通報窓口)

第 3 条 不正使用の疑いに関する通報窓口は、総務企画部総務企画係長とする。

(通報の方法)

第 4 条 通報の方法は次の通りとする。

- (1) 総務企画部職員との面談
- (2) 郵便 : 「年金シニアプラン総合研究機構総務企画部総務企画係長」宛
- (3) 電話 : 03-5793-9411
- (4) FAX : 03-5793-9413
- (5) 電子メール : tsuho@nensoken.or.jp

(通報の受理)

第 5 条 総務企画部職員は、当機構内外から当機構役職員等に係る不正使用の疑いに関する通報を受けたときは、「通報記録（別紙様式）」にその概要を記録し、総務企画部長に報告しなければならない。

第 6 条 総務企画部長は、前条の規定により不正使用の疑いに関する通報を受けた場合に

は、その内容について最高管理責任者に報告しなければならない。

第7条 総務企画部長は、「通報記録」を厳重に管理しなければならない。

(調査)

第8条 最高管理責任者は、不正使用の疑いに関する通報について、その事実関係を調査しなければならない。

- 2 前項に規定する調査は、委員長、副委員長、その他通報事案の調査に適しているとして職員のうちから最高管理責任者が指名する者をもって構成する調査委員会により実施するものとする。
- 3 調査を担当する者は、調査を実施するに当たり、通報者の氏名が判明することのないよう細心の注意を払わなければならない。
- 4 委員長は専務理事、副委員長は総務企画部長とする。

(調査の協力義務)

第9条 職員等は、前条の調査に協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第10条 総務企画部長は、第8条に規定する調査の実施状況について、逐次、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 総務企画部長は、第8条に規定する調査の結果、事実関係が確認された場合は、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用が確認された場合の対応・措置)

第11条 最高管理責任者は、第8条に規定する調査の結果、不正使用が確認された場合には、不正使用を行った者及びその対象となった公的研究費に係る研究課題の研究代表者等に対し、当該不正使用を直ちに停止させるとともに、改善方策について期限を定めて報告を求めるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の掲げる内容について当該公的研究費の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、研究代表者が当機構外の者である場合には、研究代表者に対し、改善方法等について情報提供するものとする。

(通報者への通知)

第12条 総務企画部長は、通報者（顕名による通報に限る。）に対し、通報に基づいて実施する措置の内容について通知するものとする。

(通報者等の保護)

第 13 条 職員等は、通報者及び第 8 条に規定する調査に協力した者に対し、不利益な取扱い又は報復的な行為を行ってはならない。

2 職員等は、通報の対象となった者を誹謗中傷してはならない。

第 2 章 内部監査

(内部監査)

第 14 条 公的研究費の運営・管理についてその実態を把握し、必要な是正指導を行うことにより不正使用の発生を防止し、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理に寄与するため、最高管理責任者は定期又は随時に内部監査を実施しなければならない。

(監査責任者)

第 15 条 内部監査を実施する責任者として、監査責任者を置く。

2 監査責任者は総務企画部長とする。

3 前条に規定する内部監査は、監査責任者のほか、総務企画係長その他会計の機関に属さない者をもって構成する監査チームにより実施するものとする。

(監査の対象)

第 16 条 内部監査は、交付を受けた研究課題総数の中からおおむね 10%を抽出して行うものとする。

(監査の種類)

第 17 条 内部監査は、定期監査及び臨時監査の 2 種とする。

2 定期監査とは、次条に定める実施計画に従い実施する監査をいう。

3 臨時監査とは、最高管理責任者が必要と認め指定した事項について実施する監査をいう。

(監査計画)

第 18 条 監査責任者は、毎年度当初に当該年度の内部監査の実施計画を作成し、最高管理責任者の承認を受けなければならない。

2 内部監査の実施計画に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査方針

(2) 監査項目

(3) 監査期間

(4) 監査対象事案

- (5) 監査方法
- (6) その他必要な事項

(監査事項)

第 19 条 内部監査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 関係法令、規程等の遵守状況
- (2) 研究資金の管理及び執行状況
- (3) 現金出納に関する事項
- (4) 物品管理に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(監査の実施方法)

第 20 条 最高管理責任者は内部監査に当たり、統括管理責任者、総務企画部長、その他関係者に対し、監査の実施期日、監査担当者名その他必要な事項をあらかじめ文書で通知するものとする。

(報告)

第 21 条 監査責任者は内部監査の結果について、最高管理責任者に文書をもって報告しなければならない。ただし、特に緊急を要する重要事項については、直ちにその概要を最高管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(結果に対する措置等)

- 第 22 条** 最高管理責任者は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、統括管理責任者及び研究代表者等に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めるものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該公的研究費の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。
 - 3 最高管理責任者は、前項に掲げる場合においては、当該内容を任命権者に通知しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、研究代表者が当機構外の者である場合には、内部監査の結果等について情報提供するものとする。

第 3 章 懲戒

第 23 条 第 1 章に規定する不正使用に関する事実関係の調査又は第 2 章に規定する内部監査の結果、違法行為等が確認された場合の当該違法行為等を行った者に対する懲戒等に

については、国家公務員法等関係法令に準じて任命権者が厳正に対処するものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 10 月 29 日 から施行する。